

公益社団法人長野県社会福祉士会役職員等の慶弔に関わる内規

公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款に定める役員（理事・監事）、委員会設置規則に定める各種委員及び職員就業規程に定める職員に関わる慶弔の取り扱いについては下記のとおりとする。

記

- 1 慶弔は、弔意のみ行うものとする。
- 2 役員及び職員本人が死亡したときは、ご香料 10,000 円と会長等が会葬し弔意を表すものとする。
ただし、弔慰金に対しては一切返礼しないものとする。
- 3 各種委員本人が死亡したときは、本会会長名の弔電を打ち弔意を表すものとする。
- 4 役員及び職員の配偶者、実父母、実子が死亡したときは、本会会長名の弔電を打ち弔意を表すものとする。
- 5 前記した弔意が必要になったときは、連絡があり次第速やかにその旨一斉メールで会員に周知するものとする。
- 6 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 7 この内規に定めるもののほか、慶弔に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この内規は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。